

暴力団徹底排除



「千葉市暴力団排除条例」一部改正

令和6年6月1日施行

千葉市暴力団排除条例では、

中央区栄町・富士見1丁目・2丁目を

暴力団排除特別強化地域



と定め、この地域で、特定の接客業を営む者(特定接客業者)が、暴力団員にみかじめ料を支払うことなどを **禁止** し、禁止行為に違反した

特定接客業者及び暴力団員に

1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

を定めています。



改正内容1 特定接客業者の範囲を拡大します

規制の対象となる特定接客業者に風俗案内及び客引き・スカウトを追加するとともに、深夜営業の酒類提供に限っていた飲食店営業を一般の飲食店営業に拡大します。

改正前

- ア 風俗営業
- イ 性風俗関連特殊営業
- ウ 特定遊興飲食店営業
- エ 接客業務受託営業
- オ 深夜営業の酒類提供飲食店営業



改正後

- ア 風俗営業
- イ 性風俗関連特殊営業
- ウ 特定遊興飲食店営業
- エ 接客業務受託営業
- オ 飲食店営業
- カ 風俗案内
- キ 客引き
- ク スカウト



注：下線部分が変更となります。ア～エは変更ありません。また、左表の「オ 深夜営業の酒類提供飲食店営業」は、右表「オ 飲食店営業」に含まれます。

改正内容2 特定接客業者が自首した場合の刑の減免規定を新たに設けます

暴力団とつながりのある特定接客業者からの情報提供を促すため、特定接客業者が禁止行為を行ったことを自首した場合は、刑の減輕又は刑の免除ができるようになります。

自首のご相談は、最寄りの警察署または千葉県警察本部へ。